

令和元年12月11日
福祉部福祉課

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

「災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法律」という。）」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「政令」という。）」が一部改正された。このことに伴い、災害援護資金に係る所要の規定整備を行うため、江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を行う。

2 改正の概要

災害援護資金に係る法律及び政令の準用規定について、以下の通り改正する。

(1) 償還金の支払猶予

「償還金の支払猶予」について、政令に規定していた内容が法律に引き上げられたこと等に伴い、規定を整備する。

(2) 償還免除

「償還免除」について規定していた法律の条番号が繰り下がったこと及び政令に規定していた内容が法律に引き上げられたことに伴い、規定を整備する。

なお、法律では、償還免除を受けられる要件として、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときが加えられた。

(3) 報告等

償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するため、市区町村が借受人等に収入等の状況について報告を求めること又は官公署に対し必要な資料の提供等を求めることができる規定が新設された。このことに伴い、当該条文を準用するため、規定を整備する。

3 施行日

公布の日とする。

4 新旧対照表

次頁のとおり

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>